

平成25年9月第3回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成25年9月26日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 小 高 良 則
- 22番 中 田 眞 司

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事(事) 国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
学校給食センター所長	加 瀬 芳 之
総務部参事(事) 総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程 (第6号)

平成25年9月26日(木) 午前10時開議

- 日程第1 議案の上程
  - 議案第18号
  - 提案理由の説明
  - 委員会付託省略
- 日程第2 発議案の上程
  - 発議案第5号
  - 提案理由の説明

- 委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第3 議案第1号から議案第9号、議案第17号  
請願第25-1号  
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第4 議案第18号  
質疑、討論、採決
- 日程第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第1 議長辞職
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 佐倉市・八街市・酒々井町消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第6 印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙
- 追加日程第7 議案の上程  
議案第19号  
提案理由の説明  
採決
- 追加日程第8 議員派遣
- 追加日程第9 議席の一部変更

**○議長（中田眞司君）**

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、8月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されていますので、その写しを配付しておきました。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第18号の提案理由の説明を求めます。

**○市長（北村新司君）**

本日、追加提案いたしました議案第18号は、八街市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の制定についてでございます。これは、有機性廃棄物を堆肥化し、農家に循環利用すると称し、膨大な量の肥料と称した廃棄物の疑いの強いものを施用したことにより悪臭が発生し、近隣住民から多くの苦情が寄せられる事例が発生しました。このような行為を規制、抑止するような法律等が整備されていないことから、市といたしまして、肥料等の大量施用の抑止につきまして制度化するものでございます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

**○議長（中田眞司君）**

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（中田眞司君）**

ご異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第18号の質疑、討論、採決は、本日の議事日程第4で行います。

日程第2、発議案の上程を行います。

発議案第5号の提案理由の説明を求めます。

**○林 政男君**

それでは発議案第5号、国策による東京湾アクアライン通行料金の恒久的な引き下げを求める意見書案について、ご説明を申し上げます。

皆様もご存じのとおり、八街市は首都圏中央連絡自動車道路の期成同盟負担金として4万7千500円、そして409号線の整備促進の負担金ということで1万5千円を負担しておりますので、この東京湾アクアラインというのは409号線の高速道路専用道路でありまして、その引き続きがこの409号線、私どもの町を通過している409号線ということで、

大変関わりのある道路となっています。

それでは、意見書の案を朗読させていただきます。

東京湾アクアラインは平成9年12月に開通した千葉県木更津市と神奈川県川崎市を結ぶ全長15.1キロメートルの高速道路であり、本年（平成25年）4月に首都圏中央連絡自動車道路の一部である木更津―東金間の開通により、川崎―横芝間まで供用開始になりました。残す横芝―大栄間の工事が完了すると、成田空港と羽田空港がこの道路によって結ばれることになり、物流の増大と人々の両空港へのアクセスが飛躍的に向上することに期待が高まっております。

また、大規模災害時の非常用道路としての役割を担うことから、一日も早く全線開通が望まれています。

国と千葉県は平成21年8月に、自動車料金収受システム（ETC）を登載した車を対象に、通行料金を普通車料金が3千円から800円に引き下げる社会実験を開始しました。その社会実験が明年（平成26年）3月末に終了します。この社会実験では年間、千葉県が約15億円、国が数十億円の減収分を補填しています。しかしながら、通行料金の割引によって千葉や東京、埼玉、神奈川の一都三県にもたらされた年間の経済波及効果は約358億円に達しています（東京湾アクアライン料金引き下げ社会実験協議会）。

加えて、日本は2020年（平成32年）の東京オリンピック招致に成功しました。その結果、日本のハブ空港である成田、羽田両空港の整備はもちろん、両空港を結ぶ大動脈作りが急ピッチで進められようとしています。その大動脈の一役を担う東京湾アクアラインの現行通行料金の値上げは、物流はもとより、人的交流にも深刻な影響を与えることが予想されます。

したがって、上記のことに鑑み、国策による東京湾アクアライン通行料金の恒久的な引き下げを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月26日。

八街市議会議長、中田眞司。

内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣宛。

提出者、八街市市議会議員、林政男。

賛成者、八街市市議会議員、湯淺祐徳。新宅雅子。加藤弘。古場正春。桜田秀雄。以上の議員であります。

以上、よろしくご審議のほどをお願いして、朗読、そして説明を終わりにします。

#### ○議長（中田眞司君）

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに、質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

これから発議案第5号に対しての質疑を行います。

○丸山わき子君

それでは、若干お伺いいたします。

県全体への経済波及効果があるというふうに説明があったわけですが、八街市がこの意見書を出すにあたりましてね、八街市ではどのような経済波及効果がこの間あったのか、その辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○林 政男君

たしか平成11年に議員にならせていただいたんですけれども、そのときに東京湾アクアラインの建設促進の決議の意見書を出ささせていただきました。今回も木更津市議会から千葉県県の全議長さん宛てに、国策による東京湾アクアライン通行料金の恒久的な引き下げを求める意見書を提出していただきたいという文言が入っております。

ただいま丸山議員の方から話がありました、じゃあ八街市にどれだけの波及効果があるのでしょうかというご質問だと思うんですけれども、先ほど申し上げたように、八街市長も首都圏中央連絡自動車道路の期成同盟の会員の一人であります。したがって、八街市にもかなり大きなメリットがあるから八街市長としても期成同盟に、負担金も負担し、参加しているというふうに私は考えております。

ただ、八街市の今の現状から言いますと、アクセス道路、首都圏圏央道の一番近いところが多分、山武成東インターだと思えるんですけれども、その辺のアクセス道路の整備がもっと一段と進めば、八街市民にとっても、成田空港に行くにしても、それから羽田空港に行くにしても、もっと利便性が向上できる。数字的に何億円とか何十億円、八街市に効果があるとは申せませんが、少なくとも私は、八街市民にとってこの道路、そしてこの料金の引き下げ、今現行800円ですけれども、この800円の恒常化が続けば、八街市民にとっても決してマイナスにはならない、プラスになるというふうに考えております。

○丸山わき子君

これは2回まで。

○議長（中田眞司君）

そうですね。

○丸山わき子君

もっとよろしい。

○議長（中田眞司君）

よくないです。

○丸山わき子君

それは困った。

800円にすることによって八街市の経済波及効果がこのようにあるんだよというのが全

く明確ではない。アクセスはあちこちよくなるということなのですが。800円になる、利用者が利用しやすくなるということは表面的には大変いいことなのですが、その裏側ではね、どういことが起こっているのか。そういうこともきちんと把握しておく必要があるんじゃないかなと。

当初、アクアラインは普通車の料金が4千円で、1日3万3千台、通行量を見込んでいたわけですね。ところが開通しても通行量は9千台前後だったと。これではしょうがないなということで、3年後には普通車料金を3千円に引き下げているわけですね。3千円に引き下げることによって、今まで30年間で借金を返済しましょうと言っていたんだけど、もう到底、4千円ではできないから、今度は50年で返済しましょうという計画をしたわけですね。しかし、こうした計画をしたんだけど、実際には交通量が伸びなかったと。旧日本道路公団が普通車分680円を負担すると。普通車料金を2千320円に引き下げたわけですね。それでも通行量は伸びなかった。その後、今この議題になっている社会実験ということで普通車800円にすると。それに対して、その差額分ですね。3千円に対しての差額分を国と県とで持ちましょうということになったわけなんですけれども。

こうした取り組みが重ねて重ねて改善されたはずが、それでも今、通行量は計画どおりの通行量にはならないと。この社会実験をする前とする後のいわゆる通行量、そして通行料金の収入ですね。どんなふうになっているんだということで、日本共産党の県議団が調査をいたしました。この調査では1日2千400万程度の減収であるということなんです。そうすると約、年間88億円、減収になっている。そのほか、先ほど国と県とでの負担ということで年間、千葉県は15億円を負担しているわけですね。そういった点では約90億円近くが、90億円以上の税金が投入されているということになるわけで、そういう意味では本当に、社会実験という名目でアクアライン建設の償還の穴埋めを千葉県がせざるを得ないと。

そういう点では本当にこういう、ただ表面的に800円に下げただけでいいのかな。本来ならば、本来ならば、これは国策であり、国家プロジェクトであるわけですから、大きな穴埋めは国にさせるべきである。千葉県民が、千葉県民の税金を投入してまでもこういった方向に持っていくのはまずいんじゃないのかなというふうに思うわけですが、その辺についていかがでしょうか。

## ○林 政男君

まず第1点は、東京湾アクアラインの恩恵を誰が一番こうむるか、もたらされるかということ、これはやはり千葉県なんですよね。千葉県が358億円のかなりの部分の恩恵を受けているというふうに、交通量、交通台数からいって、言われております。

それから今、通行量は初期に想定した台数まで達していないというお話でございましたけれども、これは東京湾アクアラインを出てからの連絡道路が未整備であったためにかなり台数が制限されたということで、現在、木更津、東金、そして今は横芝まで供用になっております。私も千葉、東金から木更津まで走りますけれども、約30分で木更津まで行って、非常に便利になっております。これから東京湾アクアラインから出た道路が順次整備されれば、

さらに通行台数が増大するというふうに、私は考えております。

○丸山わき子君

私は考えているという提案者の意見ですが、県内のいろんなシンクタンクでの調査研究、発表というのはされていないわけなんですね。研究できていないんです。先ほど385億円は千葉県がほとんど、経済波及効果があったんだというようなことも言われたわけですから、それに匹敵するぐらいの千葉県の持ち出しもあるわけですね。まあ若干低いですけどね。そういう意味では本当にこのままの体制で、このアクアラインの維持管理がされていていいのかどうか。その辺が大変問題であるということ指摘したいというふうに思います。

以上です。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

発議案第5号について、討論を許します。

失礼しました。最初に反対答弁ですが。

○丸山わき子君

そうです。

○議長（中田眞司君）

そうですか。

それでは、最初に反対討論の発言を許します。

○丸山わき子君

それでは、ただいま議題となっております国策による東京湾アクアライン通行料金の恒久的な引き下げについて、意見書案に対する反対討論をするものであります。

平成21年度から25年度末まで、料金引き下げ社会実験としてETC登載車の普通車通行料金を2千320円から800円の引き下げの恒久化を求める意見書ですが、社会実験の名目で、莫大な国と県の税金が投入されてまいりました。

アクアラインは当初、普通車料金4千円で、1日3万3千台の通行量が見込めるとし、建設費は30年間で償還できるとしておりました。しかし、開通しても通行量は9千台前後で推移し、わずか3年後、平成12年には通行料と借金返済のスキームを大きく変更せざるを得なくなり、普通車の料金を3千円に引き下げ、通行量は平成14年で1万2千台、平成22年で3万5千台、平成32年で4万1千台を確保できるとし、借金の返済期間を50年に延長いたしました。しかし通行量は思うように伸びず、東日本高速道路、旧日本道路公団が平成14年に独自に普通車分680円を負担し、普通車料金を2千320円にしました。それでも通行量は2万台前後にとどまり、その対策として、現在行われている社会実験となり、



普通車800円にするために、その差額、普通車1台1千520円分を国と県で補填することになったという経緯があります。

社会実験では通行量が1万台以上伸びたとしていますが、社会実験の前と後での通行料金の収入について、日本共産党の県議団は1日2千400万円程度の減収、年間では約88億円の減収になると、大幅なダウンとなっていることを指摘しております。このことについて、県は否定しておりません。千葉県の負担は15億円も含め、90億円近く、税金が投入されていることになり、社会実験という名目で税金によるアクアライン建設費の償還の穴埋めをしていることとなります。

意見書案では千葉県のみならず、首都圏全体への経済波及効果があったとしていますが、一都三県、こうした問題に関してもきちんと解決を視野に入れていくべきであると思うわけであり、国策、国家プロジェクトとして進められてきた東京湾横断道路の負の遺産に対し、国が責任を持つべきであり、千葉県民の負担とすることには納得がいきません。以上の立場から反対するものであります。

**○議長（中田眞司君）**

ほかに討論はありませんか。

討論がなければ、これで発議案第5号の討論を終了します。

これから採決を行います。

発議案第5号、国策による東京湾アクアライン通行料金の恒久的な引き下げを求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（中田眞司君）**

起立多数です。発議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第1号から議案第9号及び議案第17号、請願第25-1号を一括議題とします。

これから常任委員長報告の後、常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご承知願います。

常任委員長報告を求めます。

最初に、林修三総務常任委員長。

**○林 修三君**

それでは、総務常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る9月13日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりではございますが、審査内容につきまして、要約してご報告申し上げます。

議案第1号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、改正する必要が生じたものです。

主な改正内容は、金融所得課税の一体化等及び公的年金からの特別徴収制度を見直すものです。

審査の過程において委員から、「公的年金からの特別徴収制度の見直しは、年金生活をしている方にとっては助かる制度であると考えます。八街市で実際に対象となる人数を伺う」という質疑に対して、「平成24年度ですと、公的年金からの特別徴収対象者数は、納税義務者数3千400人あまりになります。課税額は約1億円になります」という答弁がありました。

次に、「金融所得課税の一体化では、このことによって恩恵を受ける市民はどのぐらいいるのか」という質疑に対して、「金融所得課税の一体化による本市の影響について、具体的に試算することは非常に困難です。今回の税制改正により、平成25年末をもって上場株式等の配当に係る軽減税率の特例が廃止されます。それから、平成28年から公社債等の譲渡益について、非課税であったものが課税の対象となります。ただし、一方で、少額投資非課税制度が拡充されることになり、これらの増税要因のうちの相当数は今後、少額投資非課税制度に移行すると思われ、少額投資非課税制度の活用になじまない短期の取引や高額な取引をする場合には影響を及ぼすと考えられますが、本市においては限定的な影響にとまるのではないかと考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「今回の市税条例の一部改正は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しと、金融所得課税の一体化等を行うというものです。特別徴収制度の改正では、税額の計算方法の見直しを行い、毎回の支払い額を平準化しようとするもので、年金生活の市民にとっては大変助かる内容となっております。これは一日も早い実施を求めたいと思うところです。しかしながら、金融所得課税の一体化については大変問題があります。金融税制の一体化として、現行の上場株式等の配当・譲渡所得に対する損益通算特例を債権、公社債等の利子益、譲渡所得にも拡大することで、投資しやすい環境を作ろうとするものです。このことは、個人貯金や高齢者の預金を株式などのリスクマネーに誘導するものであり、多くの金融資産を保有する資産家ほど税制面での恩恵を受けるものであります。貧富の差がある中で、資産家、富裕層への優遇策を一層拡大させるものであり、反対するものです」。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第3号は、八街市税外収入金に係る延滞金徴収条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方税法が改正され、平成26年1月1日より地方税に係る延滞金の割合が引き下げられることとなりましたが、「分担金、使用料、手数料及び過料その他の市税外収入金に係る延滞金」、「千葉県後期高齢者医療保険料に係る延滞金」、「介護保険料に係る延滞金」、「市営住宅の家賃等に係る延滞金」並びに「下水道事業における受益者負担金に係る

延滞金」の割合につきましては、地方税法の規定に準じていることから所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「現在、延滞金が発生している状況を伺う」という質疑に対して、「後期高齢者医療では、延滞金の収入額が、平成23年度2万3千400円、平成24年度2万2千800円です。介護保険料、市営住宅の家賃、下水道受益者負担金については、延滞金を徴収していません」という答弁がありました。

次に、「現在、延滞金を徴収していないのに、なぜ条例改正するのか」という質疑に対して、「税外収入金に係る延滞金徴収条例については、この条例により、本来であれば延滞金が徴収できるものでありますので、今回の税法の改正により、条例改正が必要と考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第6号、平成25年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く歳出2款総務費、8款消防費、第4表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「安心子ども基金は、保育所の処遇改善補助金とのことですが、『風の村』と『かいたく』への補助額と、何人分になるのか伺う」という質疑に対して、「この交付金の算定は、職員1人あたりの算定ではなく、子どもたちの年齢別の事業費単価に4月及び10月初日の入所児童数に12カ月分を掛けたものが算定の基礎となります。賃金の改善については、各保育所の実情に応じて決定されることとなります。交付額については、『風の村』が51万3千円、『かいたく』が93万9千円の予定になっています」という答弁がありました。

次に、風疹ワクチン接種緊急補助事業では、「現在の接種状況を伺う」という質疑に対して、「8月末では170件。年間見込み数は405件となります」という答弁がありました。

次に、「農業者戸別所得補償制度推進事業の交付金はどのように活用されていくのか伺う」という質疑に対して、「農業再生協議会事業のうち、経営所得安定対策に係る水田台帳システムの保守、あるいは農家さんへの通知に係る通信運搬費及び消耗品費に充てるものです」という答弁がありました。

次に、「液状化等被害住宅再建支援事業では、半壊未満の世帯に対する補助とのことですが、対象世帯数と地域を伺う」という質疑に対して、「朝日区に1世帯、笹引地区に1世帯、計2世帯となります」という答弁がありました。

次に、「市債のごみ処理施設整備事業では、他の自治体では、ごみピットなどに消火設備を設置しているのか伺う。また、ごみ収集車の火災は、どのくらいあるのか伺う」という質疑に対して、「近年建設されるクリーンセンターにおいては、設置されているところもあります。ごみ収集車の火災は、過去3年間で、スプレー缶によるものと思われるものが3件ありました」という答弁がありました。

歳出では、「庁舎整備費では雨漏りの改修をするとのことですが、来庁者がトイレを利用

しやすいように、和式から洋式への整備はどのように考えているのか」という質疑に対して、「今後、計画的に洋式にかえていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「人口動態及び住民意向調査業務の内容と雇用者について伺う」という質疑に対して、「業務内容は、これまでの人口動態等の基礎調査資料の収集あるいは分析、住民意向調査の企画、実施、集計、分析。将来人口推測等の実施、調査、分析、報告書の作成。これらに伴いまして、人口流出の抑制、定住化などの提案をお願いするものです。雇用については、委託の会社を通して、市内在住及び被災者を優先して8名雇用し、うち4名は新規雇用を予定しています」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。「今回この補正予算については、市民生活に直結した補正が生まれ、こういった点では大変評価したいと思います。しかしその一方で、職員の給与減額支給措置の実施による人件費の削減を行っている点では、私はどうしても納得がいきません。この立場から反対するものです。政府が地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの要請手段として用いたことは、前代未聞のやり方です。今回のような、国が地方自治体の自主性を踏みにじるやり方は断じて許せません。また、政府自らが定めた人事院及び人事委員会勧告による公務員の給与確定のルールをも無視したもので、大幅な給与減額は市職員の生活設計にも影響を与え、関連する団体をはじめ、民間労働者の賃金や地域経済に重大な悪影響を与えるものと思います。アベノミクスの致命的欠陥は、労働者や家計の所得向上の施策が欠落していることですが、本来の景気回復は、働く人たちの所得を引き上げて、消費を活性化させることです。今回の給与引き下げは、経済の抜本的な立て直しの道にも逆行するものと考えます。総務省が、国の要請を受けて7月1日から地方公務員の給与削減を始めた自治体は全体の46.2パーセントにあたるものです。一方、実施しないと表明している自治体は230団体となっていることを明らかにしました。国の言いなりとなった給与削減ではなく、この間、地方財政健全化のために行ってきた市独自の賃金カットや合理化の努力を無視した市長の姿勢が問われると思います。八街市は県内55自治体の職員給与月額で比較すると、上から35番目。決して高くはありません。職員給与への配慮を求め、反対するものです」。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。よろしくどうぞお願いします。

**○議長（中田眞司君）**

次に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中田眞司君）**

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、山口孝弘文教福祉常任委員長。

## ○山口孝弘君

文教福祉常任委員会に付託されました案件4件につきまして、去る9月17日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第2号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方税法の一部改正に伴い、一部を改正する必要が生じたことによるものです。

主な改正内容は、金融所得課税の一体化等を講ずるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「この改正により、対象となる方の人数を何う」という質疑に対して、「今回の改正で、基本的には株式等の配当所得あるいは譲渡所得のある被保険者の方が課税対象になりますが、対象者がまずいないという理解でありますので、影響は全くないと言ってよろしいかと考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「国民健康保険税条例の改正については、議案第1号で市税が適用されて、国保税も適用するというものだと思います。八街市の場合、ほとんど影響がないということですが、現行の上場株式等の配当・譲渡所得に対する損益通算特例を公社債等の利子益、譲渡所得にも拡大するものであり、これは多くの金融資産を保有する資産家ほど税制の恩恵を受けることとなります。資産家や富裕層への優遇策の拡大であり、反対です。本来ならば国保税引き下げなどの条例に切りかえるべきだと思います」。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、八街市子ども・子育て会議設置条例の制定についてです。

これは、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、子育て当事者等の意見及び関係機関の意見を反映した施策を推進するため、子ども・子育て会議を設置するものです。

審査の過程において委員から、「第3条の組織の内訳を何う」という質疑に対して、1号、学識経験を有する者として、元校長職等を2名。2号、関係団体に属する者としては、社会福祉協議会、主任児童委員、商工会議所から3名。3号、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者として、私立幼稚園、保育園の園長から2名。4号、子どもの保護者として、公立幼稚園、保育園、私立幼稚園、保育園の父母の代表から4名。5号、市民から2名になります。現在ですと13名ですが、これから選定していく上で15名にしたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「5号の市民は公募によるとのことですが、4号の保護者も公募にすることはできないのか」という質疑に対して、「公立保育園、幼稚園のPTA、父母の代表者など、現在保護者としていらっしゃる方から選定したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「子育て支援のニーズとしているものをしっかりとつかんでいく必要があると思うが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「子ども・子育て会議は、八街市の

これからの子育て支援をどうしていくかということをいろいろ審査、審議、検討し、子どもたちのために何が一番よいのかを審議していただきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「会議は、何回予定しているのか。また、検証は何回予定しているのか」という質疑に対して、「会議は本年度は2回、来年度は4回予定しています。検証については、これから5年間で計画の期間になりますので、その中で会議を開催しながら検討していきたいと考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「八街市子ども・子育て会議設置条例は、子ども・子育て関連3法が国会で成立したことを受け、子ども・子育て支援制度（新システム）を平成27年4月に実行しようとしています。新制度施行に伴い、子育て当事者の意見を反映させて子ども・子育て支援に関する施策を計画的に推進する為に、子ども・子育て会議を設置するというものです。しかし、民主、自民、公明3党の増税談合によって、消費税増税法案を中心とする社会保障・税一体改革の一環として平成24年8月に成立した新システム関連法は、国と自治体の保育に対する責任を投げ捨て、保育を営利化・産業化させるものとして、父母、保育関係者、国民各層から大きな反対の声と運動が巻き起こりました。そこで指摘された多くの問題点は、民自公3党が行った法案の修正によっても、新システムの骨格と問題点は基本的に変わっていません。修正されて成立した新システムの問題点は、市町村が保育を必要とする子どもたちに責任を持ち、保育所での保育を基本に進めるという、もとの児童福祉法の見地から大きく後退し、保育に対する公的責任を限定、縮小しようとしていること。認可保育所の建設や改修整備のための国庫制度を廃止するため、自治体や事業者が認可保育所を作りたくても作れない制度になります。保育所探しが保護者の自己責任になる直接契約が基本であること、親の就労状況で保育時間を制限することなどです。また、保育の公的責任の後退と一体に、株式会社をはじめとする営利企業の参入、保育の営利化、産業化の流れが強まっていることです。それだけではありません。新システムは、その財源においても子育て世代を直撃します。実施時期においても消費税増税の時期とリンクしているからです。約1兆円と宣伝されている新システム予算のうち、7千億円は消費税増税分から捻出する方針です。そのため関連法には、施行期日について、子ども・子育て会議の設置などを除き、本格実施は、消費税10パーセントへの増税実施予定の2015年の4月から2016年3月の間までと明記されています。国民の懐の冷え込み続ける中で、格差と貧困を広げる消費税増税を財源とする新システムの推進は許されません。子どもたち一人ひとりに必要な公的保育が保障されることを求め、子ども・子育て支援新制度（新システム）を推進するための八街市子ども・子育て会議設置条例の制定に反対します」。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号、平成25年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から3目、9款教育費第3表債務負担行為補正についてです。

審査の過程において委員から、歳出3款では、「障害者基本計画策定事業では、2千人の障がい者の方にアンケートをすることですが、障がい者別にアンケートを行うのか伺う。また、手帳を持たない人については、どのように考えているのか」という質疑に対して、「身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者を対象として、アンケート調査を行います。また来年度、計画策定のための組織の設置や、パブリックコメントなどを行う予定でありますので、その中で多くの方々の意見を徴してまいりたいと考えております」という答弁がありました。

次に、「子ども・子育て支援事業計画策定業務を委託する理由を伺う」という質疑に対して、「平成27年4月に向けて、早急に計画を策定しなければいけない状況にあります。ニーズ調査、会議、新しい電子システム導入、条例の改正など、さまざまな業務が大幅に増えますので委託するものです。しかし、ニーズ調査の発送、回収業務など、職員でできるものは職員で行う計画です」という答弁がありました。

次に、「子ども・子育て支援事業計画策定業務委託を八街市内で行える事業所はありますか。また、どのような業者に委託しようとしているのか」という質疑に対して、「市内業者は把握していません。入札で業者が決まります。審査会の前ですので今のところ決定していません」という答弁がありました。

次に、「母子生活支援施設入所委託料は、何世帯になりますか」という質疑に対して、「2世帯で、5人入所しています」という答弁がありました。

次に、「保育所運営委託事業の内容を伺う」という質疑に対して、「この制度は、保育士の確保施策を国が行おうとしている事業です。平成25年度中に私立保育所の保育士等職員の処遇改善を行うための費用を、民間施設給与改善費を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に交付する制度です。賃金改善方法については、保育所の実情に合わせて決定するというので、一人幾らというものではなく、ベースアップ、手当、一時金等、それぞれ計画していただくものになります。財源については、県の支出金、安心こども基金を利用しますので、10分の10の補助率になりますので、市の持ち出しはありません」という答弁がありました。

次に、4款では、「風疹は、全国的に大流行していますが、八街市で影響を受けたお子さんはいますか」という質疑に対して、「当市では、風疹による影響はありません」という答弁がありました。

次に、9款では、「実践的防災教育総合支援事業では、八街北中学校が行う事業とのことですが、昨年、八街中学校が行った事業内容と同じですか」という質疑に対して、「この事業は、千葉県が国から委託を受けて、各市町村に実践的防災教育の研究推進校を募集するものです。県の指定を受けた学校は、県からの委託金で実践的防災教育の手法の研究を行います。八街中学校においては、被災地のボランティア活動を通して実践的防災教育の研究を進めたところですが、八街北中学校においても同様研究推進を進めることとなります。実施予定日は、11月1日から2日になります」という答弁がありました。

次に、「実践的防災教育総合支援事業に参加する生徒の選定はどのように行うのか。また、行き先はどこになりますか」という質疑に対して、「八街北中学校では1、2年生を中心に参加者を募ります。志願の動機を作文にして応募することになり、35名予定しています。また、引率者は教師、PTAの役員、教育委員会を含めて10人程度を予定しています。行き先は宮城県の塩釜市、石巻市方面を予定しています」という答弁がありました。

次に、「今回の中央公民館整備は閉館を伴いますか」という質疑に対して、「屋上の防水工事で、各部屋に影響はないので閉館はしません」という答弁がありました。

次に、「中央公民館は定期的に整備していますが、今回の防水工事で一定の整備は終わりますか」という質疑に対して、「あと、エレベーターの修繕、南棟の男子トイレ、舞台機構の修繕工事、監視カメラ、大会議室の照明などを予定しています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「議案第6号中、文教福祉関係について、2つの理由から反対します。1点目に、9月補正において、文教福祉関係だけで一般職人件費を合計で6千336万8千円もの減額予算となっていますが、物価が上がっている中、職員の暮らしを直撃する給与引き下げを認めるわけにはいきません。政府はデフレからの脱却を叫びながら、7月から地方公務員給与の削減を求め、国の意思を受けて826自治体で給与を削減しました。民間給与が下がっている中、公務員給与の削減をすることは、さらに民間給与引き下げの引き金となります。賃金の引き上げが求められているときに、これでは逆効果です。2点目に、第3表債務負担行為補正についてです。その内容は、子ども・子育て支援事業計画策定業務費用238万4千円を補正するもので、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に施行されるのに伴い、事業計画策定業務にかかる費用です。この策定業務についても8パーセントの消費税を予定しています。子ども・子育て支援新制度は保育の公的責任の後退と一体に、株式会社をはじめとする営利企業の保育への参入、保育の営利化、産業化の流れを強めるものであり、断固反対です。また、その財源は、格差と貧困を広げる消費税増税を財源としており、子育てに経済的負担が重い子育て世代の生活を直撃します。以上の理由から、議案第6号中、文教福祉に関係する項目に反対します」。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、平成25年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、既定の予算に3千699万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を37億5千224万8千円とするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



## ○議長（中田眞司君）

質疑なしと認めます。

これで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、川上雄次経済建設常任委員長。

## ○川上雄次君

それでは、経済建設常任委員会に付託されました案件5件と継続審査1件につきまして、去る9月18日に委員会を開催し、審議いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第5号は、八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方税法が改正され、平成26年1月1日より地方税に係る延滞金の割合が引き下げられることとなりましたが、この改正にあわせて道路占用料の延滞金の割合を改正するものです。

審査の過程において委員から、「現在、占用料の滞納はあるのか伺う」という質疑に対して、「4月30日を6月30日に改正するとしておりますが、実際に市に占用料が納付されるのが、小口ですと4月中に納付され、大口になると5月、6月になってから納付されています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号、平成25年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表継続費補正についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では、「浄水器設置費補助金では、何器分の補正になるのか」という質疑に対して、「今回の補正は4器分になります」という答弁がありました。

次に、「住宅用太陽光発電設備導入推進事業費で、何基分の補助になるのか」という質疑に対して、「今回の補正は、補助限度額として16基分となり、当初予算においては60基補助しています。申請される方全員が限度額の7万円を満たしているわけではないので、若干多くの方に補助できると考えています」という答弁がありました。

次に、「発火監視装置及び遠隔手動放水銃設備は、消防法により設置しなければならないのか伺う」という質疑に対して、「消防法による消火栓設備等は設置してありますが、この設備では初期消火に支障がありますので、今回設置するものです」という答弁がありました。

次に、「遠隔手動放水銃設備に対する貯水タンクは今回作るのか。また、なぜ水道管を延長し、新たに消火栓を設置しようとするのか伺う」という質疑に対して、「放水銃については、現在180トンの貯留タンクがありますので、これで対応できると考えています。消火栓は、現在希望ヶ丘の入口にあります。前回の火災の時にその1基では足りず、スポーツプラザからも1カ所引いたことや、現在クリーンセンターは井戸水で対応しているところで

あり、速やかに消火できるよう、消火栓を設置するものです。なお、地元から要望もあります」という答弁がありました。

歳出6款では、「商工業振興費は、地域限定チラシカタログ、落花生販売のチラシ12万枚の印刷とのことですが、これに対し、受注があった場合の販売体制は、業者会とどのように協議されているのか」という質疑に対して、「販売体制については、昨年度は注文を商工会議所が受けて、商工会議所から業者会に注文票を発送して、業者会から各店舗へ数量を割り振って、順調に販売しております。今年度においても同様の方法で対応する予定ですので、問題はないと考えています」という答弁がありました。

次に、歳出7款では、「住宅リフォーム補助金は、200万円で何件補助できるのか伺う」という質疑に対して、「今回の補正は、限度額10万円で20件分になりますが、昨年度並びに本年度の1件あたりの補助額は8万円となっておりますので、25件前後の申請が受けられるのではないかと考えています」という答弁がありました。

次に、「公園施設整備工事の内容を伺う」という質疑に対して、「遊具の修繕工事として、児童遊園で2カ所、宅地造成地内で7カ所、計9カ所を予定しています。遊具の更新撤去は、都市公園、児童遊園をあわせて8件、宅地造成地内で1件、計9件を予定しています。次に、中央公園テニスコートの改修工事は、全天候型の水性アクリル舗装を行います」という答弁がありました。

次に、「調整池を施工する際の注意点を伺う」という質疑に対して、「地下水の状況を把握する必要があるので、事前にボーリング調査等を行い、地下水位の位置などを十分に調査し、設計、施工しています」という答弁がありました。

次に、「榎戸駅整備事業では、市道104号線の路肩に橋桁をおろすのは、交通事情から考えて、将来的禍根を残すのではないかと思います。道路を跨いでロータリーの整備をした方がいいのではないかと伺う」という質疑に対して、「東口の関係では、市としては、朝夕の混雑を緩和するという事で、駅利用者の送迎用車輛の待避的なスペースを確保したいと考えています。また、基本設計について、JRとの協議に基づいて、自由通路及び橋上駅舎の位置や施設規模等の内容を基本的に定めた状況です。市道104号線に上がり下り1カ所ずつ設けたいと考えており、用地については地権者に基本設計の図面の中で、市道104号線の横断した反対側の地権者に協力をいただきたい旨を協議しているところです。また、旧すずこ用地についても土地所有者と協議しているところで、なるべく混雑が避けられるよう、待避所、それ以上の部分についての用地を確保できればと考えています。基本的には、東口の開設がこの事業の趣旨でございますので、ご理解下さい」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「経済建設常任委員会に付託された中で、住宅用太陽光発電や、住宅リフォーム助成など、地域活性化のための補正予算が組まれたことは、各担当課の努力は大変評価するものである。しかし、この一般会計補正予算は、一般職の給与・手当等が削減された補正予算であり、認めるわけにはいきません。こうした職員の給与のあり方について、旭市長は、『給与は地方自治の本旨に基づき、地方で決めることが基本であ

り、また、東日本大震災の被災地でもあり、全職員が一丸となって震災復興に一生懸命働いてくれた』と、施政方針演説で国を批判し、給与減額を拒否しました。そして、国の要請による給与減額は、県市長会が反対を表明し、旭市長は、複数の市で給与減額が行われたことに、『市長会の決定はなんだったのか怒りを感じている』と話しています。八街市は平成24年度決算で不用額5億1千97万6千171円が生じ、十分な予算確保がわかっていながら、国の思うがままに職員の給与を引き下げました。また、県市長会の決定がありながら、職員の給与を引き下げるとは、北村市長の政治姿勢が問われる問題です。よって議案第6号に反対します」。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、議案第8号は、平成25年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

補正予算は、既定の予算から257万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億8千332万円とするものです。

審査の過程において委員から、「社会資本整備総合交付金の減額理由を伺う」という質疑に対して、「国の予算配分において、東日本大震災の復興支援に国の予算が充てられたことによるものと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号は、平成25年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第17号は、公共下水道雨水枝線整備工事（25-1）の請負契約の締結についてです。

この工事は、去る8月19日に行いました一般競争入札の結果、前田建設工業株式会社千葉営業所所長、小林一悦が、1億3千62万円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「一般競争入札における入札者数と落札率を伺う」という質疑に対して、「入札希望者は5者で、落札率は74.94パーセントとなります」という答弁がありました。

次に、「開削工と推進工の費用は比較したのか」という質疑に対して、「本工事は掘削深が4メートル以上あり、一般的に掘削深が4メートル以上ある場合は、推進工法の方が安いと言われています。なお、実施設計の中でも工法について経済比較しております」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、継続審査事件請願第25-1号は、南中学校東の大量の堆肥持ち込みに反対する請願についてです。

審査の過程において執行部から、現況報告が次のようにありました。「現場は現在のところ、現状のままで再開されていません。しかし、業者の話によると今年の秋頃から再開する話がありましたので、現在の対応としては、週1回程度の巡回を実施しているところです。

このような事案を防止するため、現在、堆肥の施肥量を規制する条例を制定したく、準備を進めているところです。9月19日に、この条例の法令審査会が開催され、承認されれば、本定例会の最終日に条例案を上程したいと考えているところです」という報告がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、採択と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてをご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告といたします。

**○議長（中田眞司君）**

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中田眞司君）**

質疑なしと認めます。

これで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

議案第1号から第9号及び議案第17号、請願第25-1号の討論通告受付のため、20分間休憩をいたします。休憩時間中に通告するよう、お願いいたします。

しばらく休憩します。

（休憩 午前11時24分）

（再開 午前11時41分）

**○議長（中田眞司君）**

再開します。

これから討論を行います。

議案第1号に対し、丸山わき子議員から。議案第2号、4号に対し、京増藤江議員から。議案第6号に対し、右山正美議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の第1号に対する反対討論を許します。

**○丸山わき子君**

それでは議案第1号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対するものであります。

今回の市税条例の一部改正は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しと、金融所得課税の一体化等を行うという内容のものでございます。特別徴収制度の改正では、税額の計算方法の見直しを行い、毎回の支払い額を平準化しようとするもので、年金生活の市民にとっては大変助かる内容となっており、一日も早い実施が待たれるところであります。

しかし、金融所得課税の一体化については問題がございます。金融税制の一体化として、現行の上場株式等の配当・譲渡所得に対する損益通算特例を債権、公社債等の利子益、譲渡所得にも拡大するということで、投資しやすい環境を作ろうというものです。このことは、個人貯蓄や高齢者の預金を株式などのリスクマネーに誘導するものであり、多くの金融資産を保有する資産家ほど税制面での恩恵を受けるものであります。貧富の差がある中で、資産

家、富裕層への優遇策を一層拡大させるものであります。以上の立場から、反対するものがあります。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、京増藤江議員の議案第2号、4号に対する反対討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、議案第2号、第4号の反対討論をさせていただきます。

まず、議案第2号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

国民健康保険税条例の改正については、議案第1号の市税に適用するものを国保税にも適用するというものですが、八街市においては、法改正による影響はほとんどないということです。しかし、現行の上場株式の配当・譲渡所得に対する損益通算特例を公社債等の利子益、譲渡所得にも拡大するもので、これは多くの金融資産を保有する資産家ほど税制の恩恵を受けることになります。今必要なことは、資産家や富裕層への優遇策の拡大ではなく、国保税引き下げです。

以上の理由によって、議案第2号に反対いたします。

次に、議案第4号、八街市子ども・子育て会議設置条例の制定について、反対討論をいたします。

八街市子ども・子育て会議設置条例は、子ども・子育て関連3法が国会で成立したことを受け、子ども・子育て支援新制度、新システムを平成27年4月に施行しようとしています。新制度施行に伴い、子育て当事者の意見を反映させて子ども・子育て支援に関する施策を計画的に推進する為に、子ども・子育て会議を設置するというものです。

しかし、民主、自民、公明3党の増税談合によって、消費税増税法案を中心とする社会保障・税一体改革の一環として平成24年8月に成立した新システム関連法、子ども・子育て関連法は、国と自治体の保育に対する責任を投げ捨て、保育を営利化・産業化させるものとして、父母、保育関係者、国民各層から大きな反対の声と運動が巻き起こって、児童福祉法24条がうたう公的責任は残ったものの、システムの根本は変わりません。

市町村が保育を必要とする子どもに責任を持ち、保育所での保育を基本に進めるという、もとの児童福祉法の見地から大きく後退し、保育に対する公的責任を限定、縮小しようとしていること。認可保育所の建設や改修整備のための国庫補助制度を廃止するため、自治体や事業者が認可保育所を作りたくても作れない制度になること。保育所探しが保護者の自己責任になる直接契約が基本であること。親の就労状況で保育時間を制限することなどです。また、保育の公的責任の後退と一体に、株式会社をはじめとする営利企業の参入、保育の営利化、産業化の流れが強まっていることです。

それだけではありません。新システムは、その財源においても子育て世代を直撃します。実施時期においても消費税増税の時期とリンクしているからです。約1兆円と宣伝されている新システム予算のうち、7千億円は消費税増税分から捻出する方針です。そのため、関連

法には、施行期日について、子ども・子育て会議の設置などを除き、本格実施は、消費税10パーセントへの増税実施予定の2015年4月から2016年3月の間までと明記されています。国民の懐の冷え込み続ける中で、格差と貧困を広げる消費税増税を財源とする新システムの推進は許されません。

子どもたち一人ひとりに必要な公的保育が保障されることを求め、子ども・子育て支援新制度を推進するための八街市子ども・子育て会議設置条例の制定に反対いたします。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、右山正美議員の議案第6号に対する反対討論を許します。

#### ○右山正美君

議案第6号、一般会計補正予算について、反対討論をするものであります。

今議会における補正予算は、市民生活に直結した予算が組まれたことは大変評価するものであります。しかし、次の点で反対するものであります。

1点目に、職員の給与の減額支給措置の実施による人件費の削減を行っているということであり、政府が地方自治体固有の財源である地方交付税を給与引き下げの手段として用いたことは前代未聞のやり方であり、今回のように、国が地方自治体の自主性を踏みにじるやり方は断じて許せるものではありません。また、政府自らが定めた人事院及び人事委員会勧告による公務員の給与確定のルールをも無視したもので、大幅な給与減額は市職員の生活設計にも影響を与え、関連する団体をはじめ、民間労働者の賃金や地域経済に重大な悪影響を与えるものであります。

アベノミクスの致命的欠陥は、労働者や家計の所得向上の施策が欠落していることですが、本来の景気回復は、働く人々の所得を引き上げて、消費を活性化することであり、今回の給与引き下げは、経済の抜本的な立て直しの道にも逆行するものであります。

総務省が、国の要請を受けて7月1日から地方公務員の給与削減を始めた自治体は全体の46.2パーセントにあたる826自治体であり、一方、実施しないと表明している自治体は230団体となっています。

千葉県旭市長は、「給与は地方自治の本旨に基づき、地方で決めることが基本であり、また東日本大震災の被災地でもあり、全職員が一丸となって震災復興に一生懸命働いてくれた」と、施政方針演説で国を批判、給与減額を拒否しました。そして、国の要請による給与減額は県市長会が反対を表明、旭市長は複数の市で給与減額が行われたことに、「市長会の決定は何だったのか、怒りを感じている」と話しています。

国の言いなりとなった給与削減ではなく、この間、地方財政健全化のために行ってきた市独自の賃金カットや合理化の努力を無視した市長の姿勢が問われます。八街市は、県内55自治体の職員給与月額を比較すると、上から35番目。決して高くはありません。職員給与への配慮を求めるものであります。

2点目に、3款民生費の子ども・子育て支援事業に係る予算の計上です。

子ども・子育て支援制度は保育の公的責任の後退と、株式会社をはじめとする営利企業の

保育園への参入です。子育てを営利化、産業化させることは認められません。安心して子育てができるよう、措置が求められています。以上の理由から反対するものであります。

**○議長（中田眞司君）**

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第1号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（中田眞司君）**

起立多数です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（中田眞司君）**

起立多数です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市税外収入金に係る延滞金徴収条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（中田眞司君）**

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市子ども・子育て会議設置条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（中田眞司君）**

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成25年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成25年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成25年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成25年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、公共下水道雨水枝線整備工事（25-1）の請負契約の締結についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第17号は原案のとおり可決されました。



次に、請願第25-1号、南中学校東の大量の堆肥持ち込みに反対する請願についてを採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。請願第25-1号は採択と決定しました。

会議中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。午後は1時10分から再開をいたします。

(休憩 午前12時00分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第18号、八街市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の制定についての質疑を行います。

各議員の発言時間は、会議規則第57条により、答弁を含め40分以内としますが、質疑回数の制限は行いません。なお、質疑は自席でお願いをいたします。

○右山正美君

質疑をしたいと思います。

担当課は大変短期間にこれだけの条例を作ってくださいまして、まさしくやればできるんだということを証明されたと同時に、苦勞も大変だったと思いますけど。これからやっぱりこういった事案で大量に、これまでもあったわけですけど、やっぱり大量に堆肥、あるいは廃棄物が大量に投入されるということは、やっぱり環境を含めて大変な状況になるわけですので、ぜひこの条例が活かされるように願いたいと思います。その中で若干、お聞きしたいと思います。

まず第1点目は、一般の耕種農家、こういった方々に配慮もしていくということで、その第1が1年未満の保管については届出も必要としないと。こういう状況で、10アールあたり5トンというふうになってきておりますが、これを超えた場合には、1年を超えた場合にはやっぱり届出が必要となってくるんだということで、その書類の煩雑なところも大変かなと思いますけど、こういったことに対する配慮というのは担当課はどのように考えているのか。まずその辺から伺いたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回の条例の制定につきましては、あくまで悪質な大量投棄というものを規制したいというところが主眼でございまして、やはり耕種農家の方にいかに配慮するかということも内部でも議論したわけですが、やはり保管に関しましては、やはり10トンを超える1年未満の

場合は届出は必要ないということで、これを超える場合には届出が必要なわけですが、やはり規則等で定めてありますように、悪質なものについてはやはり、一番問題になるのがやはりにおいとか、そういう近隣に、生活環境に悪影響を及ぼすということがありますので、この規則の中では周囲500メートル以内の同意、8割以上の同意を取得するというような、同意書を添付するような形になっておりますが、耕種農家の場合、通常の農家の場合には、これらを必要のないものと認めまして、届出書だけで受理し、これで農家の方の負担を軽減したいと。この規則の運用にあたりまして、担当の方ではそのように現在考えております。

○右山正美君

耕種農家の人がやっぱり混乱しないような対応を、ぜひ担当課としてもお願いしたいなというふうに思います。

それと、施用者の義務の中で第4条なんですが、紛争が生じたとき、誠意をもって解決に努めなきゃならないというふうにあるんですが、解決ですね。紛争に対する、生じたときとか、そういった想定というのはどういうことを考えているのか。その辺についてはどうでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

施用者の責務という段階では、やはり協力的でやっぱりあってほしいと。要するに、におい等の問題が起きたときに、やはり農業者であっても、やはりできるだけ早くにおいが抜けるようにとか、施用したらすぐ深耕するというような作業をしていただく。行政といたしましてもそのような指導をして、短期間に施用したのからにおいの発生を抑えると。農業者としてできるだけことはやはりしていただきたいという指導をさせていただくわけですが、中には非協力的といいますか、今回の事案のように施工者側がこれ以上はできない、あるいはこれはできないというような非協力的なことではなかなか解決もつきませんので、紛争にあたりましては、もちろんこれは行政が苦情者との間に入って、それらの農業者に対しても指導を行い、できることはやはり実施していただいて解決していきたいというような形で考えております。

○右山正美君

そういった場合に、指導に従わないということであれば、指導、勧告、公表という形でやっていくということになってきているわけでありませう。

そこで、第5条の1項について伺いたいと思いますが、ただし、1項の「当該施用等を行おうとする者が、国、地方公共団体その他規則で定める者が行うものである場合にあっては、この限りでない」ということなんです、施用者は。国、地方公共団体はわかるんですが、その他規則で定める者というところにちょっとひっかかるわけなんですけど。

南中のところの実態は、要するに国の許可をもらってやってきていると言っているんじゃないか、そういった規則で定める者が行うというところに当てはまってくるんじゃないかなというふうに考えるんですけど、その辺についてはどうでしょうかね。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回の事案の会社につきましては当然、廃棄物の許可を国から得ているということは業として当然であります、やはりあれはあくまでも民間である。ここで定めております、規則で定めておりますのは、適用除外といたしますのは社団法人千葉県農業協会とか、公益財団法人千葉県水産振興公社という、あくまでも国の機関であるということで、国の許可を得た民間の企業という捉え方ではないということでございます。

○右山正美君

それともう1点。土地所有者等の同意ですが、耕種農家については、これは当てはまらないと思うんですが、新しくやる施用者に適用されると思いますが、半径500メートル以内の区域に居住する世帯の者、あるいは当該世帯の世帯主の10分の8以上の承諾を得なきゃならないという、そういうところの具体的なところ、そういったところをどう認識するか。土地所有者との同意等について、その辺の説明について、伺いたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

この土地所有者の同意といいますのは、500メートル以内に居住がなかった場合でも、隣接に土地を所有しておれば、その土地の所有者からの同意ということで、環境面、当然、生活環境の保全と、それから土壌の汚染というものを防止する意味から、近隣の、隣接の土地の所有者、お住まいは500メートル以上であっても土地の所有者、近隣に土地のある所有者から同意書を得ていただきたいという、より厳しい形での捉え方というふうに考えております。

○右山正美君

この条例が本当に活かすものになるように、ぜひ私は願いたいと思います。  
30分残しますけど、これで終わりにします。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

○川上雄次君

それでは1点、お尋ねいたします。

この条例、本当に、南中の近隣で発生した、大変環境破壊を来す事案に対して速やかな対応をしていただき、千葉県下でいち早く、初めての条例ということで、大変地域住民にも、感謝にたえないと、そういうふうに思っております。

その中で、今回の施行期日が25年12月1日施行となっております。今回の問題を起こした業者が秋口から事業に着手したいというような意向もあるということなので、その前に駆け込みで事業を行うとか、他の業者でもそういったことがあっては困るんですけども、その辺についての対応はいかがされるのか、お伺いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回の12月1日施行ということに関しましては、本日採択いただければ2カ月間のやはり周知期間を設けるということで、やはり私どもの方といたしましても基幹産業は農業であるという八街の中でこの条例を施行するにあたっては、やはり農業者の方への十分な説明、

ご理解をいただかないとなかなか難しいということで、やはり2カ月間程度は連合会を通じたり、あるいは広報等を通じて、この条例のご理解をいただきたいということで、今回12月1日という形にさせていただきました。

なお、この南中の事案の業者等につきましては秋口にまた再開というような情報も得ておりますが、今回の条例からは残念ながら適用されない状況になるうかと。例えば10月あるいは11月等に行った場合にはそのような形になるうかと思っておりますが、従来の市の指導等によりまして現在とまっているわけですから、現状の中では手前側といいますか、かなり大量に入る側につきましては農地法の許可が必要であるということを相手側に伝えてありますので、今までのように許可なくして入れることはしない、できない案件だと思っております。なお、奥の、当初から行っておったところについては現状を確認する限り、現状の中で何百トンと入れられるような状況ではないというふうに判断しておりますが、再開ということになれば農政課あるいは環境課、農業委員会等、従来の体制をより強化して指導していきたいというふうに考えております。

**○議長（中田眞司君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○桜田秀雄君**

それでは第5条1項の関係でお伺いしますけれども、一応10アールあたり5トン、ほかについては1カ所あたり10トン、こういうふうに規定されておりますけれども、これに該当する、この条例が施行された場合に該当するケースはどのぐらいを想定されておりますか。

**○経済環境部長（中村治幸君）**

10アールあたり施用の5トンにつきましては、現八街の中でも農業者の中では5トン以上の農家の方はいらっしゃるというふうに考えております。これにつきましては農協、JA等、あるいは農業者等の意見を聞いた中で、やはり県の基準が2トンから3トンという中で運用されておるといふうなことでございますので、10アールあたり5トン以上に該当する農家の方はいらっしゃるというふうに思っております。ただし、保管につきましては10トン以上の保管という方は、精農家の方であればかなりいらっしゃるのかなというふうな形では考えております。ただし、この方々につきましてもやはり、先ほど言いました1年以内の使用であるということであれば、これは届出を要しないという形でございますので、2年、3年分を1回に堆肥として保管するという農家の方については届出をいただきたいというふうな形で考えております。

**○桜田秀雄君**

11条の経過措置がありますけれども、これを見ると、例えば東吉田に50トン、100トンじゃきかない、そういう肥料が山積みされていると。こういう場所がありますけれども、これも対象になりますか。

**○経済環境部長（中村治幸君）**

その場所についてはちょっと把握しておりませんが、現在、保管されておると、10トン

以上のものが保管されておるということであって、なおかつ今後1年以上、長期にわたって保管するというのであれば、その案件についても該当するというふうに考えております。

○桜田秀雄君

施行規則の3条ですけれども、この中に一団の土地というのがありますけれども、この定義付けはどのようになっていますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、八街の農地所有者の方につきましては必ずしも連動した農地を全てお持ちではないということで、10アールあたり5トンということで、何と申しますかね、極端なことを言いますと、間に他人の農地が入っておっても、所有者が同一の所有者であって、一団的に、要するに土地を利用されている農地については10アールあたり5トンですよ。要するに同じような基準でいくというような意味合いのことだというふうに解釈しております。

○桜田秀雄君

先ほど、担当部長のお話ですと、例えば悪質な場合を特に対象とするんだと言っておりましたけれども、先ほどの発言だと、いわゆる悪質の意味ですね。においを想定していると、こうおっしゃいましたけれども、これは事業者、まあ事業者というか、地権者というか、該当者というか、そういう意味ではない悪質という意味ですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

悪質と申したのは、現農業者の中で今の悪質に該当する人が入るという認識は全然持っておりません。今回の事案のように堆肥、いわゆる堆肥と称した中にも、やはり一次発酵したもの、あるいは二次発酵したものと、いろいろありますが、やはり一次発酵の段階でにおいの大変出やすいものを大量に投棄し、その施肥を、何て言うんですか、施肥をするということで農地に入れるわけですが、実際には作物は作られておらないとか、やはりそういうものに対して、私どもの方としては何とかそれを抑えたいというような形のを悪質というような言葉で表現してしまいましたが、現農業者に対して悪質である、においを出すから悪質であるというような認識は、私の方は現在のところ持っておらないという状況です。

○桜田秀雄君

説明の中でこれに該当する農業者はいないだろうと、そのような答弁がありました。一応25年から、施行日がありましたけれども、その間にこれから説明をしていくという話でしたが、こうした問題はやっぱり事前にヒアリングなんかが必要ではないかなと、そう思うんですが、その辺はやられたんですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

農業関係団体、あるいは県農業事務所等のご意見はお伺いいたしました。ただ、これは実際、大変申し訳ないんですが、農業者の方に個別のヒアリング等についてはやっておりません。と申しますのは、これはやはり時間的にやはり余裕がなかったということがありまして、やはりこの2カ月間において十分ご理解いただくような説明はしていきたいと。その中で

やはり、いかに農業者の方にご負担にならないかというところにも配慮して作った条例だというふうに考えておりますので、その辺を、今後2カ月間でご理解をいただけるよう説明をしていきたいというふうに考えております。

**○桜田秀雄君**

先ほど議員の質問の中で、千葉県では初であると、このような話がありましたけれども、全国的に見て珍しい条例なんですか。

**○経済環境部長（中村治幸君）**

私どもではこの条例を作る段階で県の方とも相談いたしまして、やはりこれは県で本当は作っていただきたいという形で私どもは申し入れをしたんですが、なかなかこれは早期には難しいというお話の中で…

全国的にどういう形でこういう条例があるのかということで私どもの調べた中では、少なくとも群馬県、群馬県は県で条例を作ってくださいました。それから埼玉県的美里町、ここで条例を作ってくださいました。これは双方、両方に問い合わせをいたしまして確認したところ、やはり八街市で起きた事案と同じようなことが起きて、群馬県あるいは埼玉県でそれぞれが条例を作って、その後、同じようなことは起きておらないということを確認できましたので、八街市としてもこれは市の条例として作りたいということで、この辺につきましては県の方とも相談いたしまして、市でこういう形で条例を作るという了解をいただいたところです。

**○議長（中田眞司君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○山口孝弘君**

大変、早期に条例という形で作っていただきまして、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

1点ほど、ちょっとお聞きしたいんですけども、市の勧告、公表という形のやり方で、一番の罰則は公表という形をとるわけですけども、罰則を公表とした、最大の罰則を公表とした理由をお聞かせ願いたいと思います。

**○経済環境部長（中村治幸君）**

これは後ほどインターネットか何かで見ただければわかるんですが、群馬県あるいは埼玉県につきましては、やはり罰則の中で罰金を設けてございます。これにつきましては、やはり罰金を設ける中では、やはり検察庁の協議が必要だということで、やはり時間的に今回の場合には間に合わない。これは私どもの方としては、本来、規制する条例でありますので罰金まで設けるのが筋かとは思いますが、やはり罰金を設けるよりも、やはり条例を施行し、やはり現場の方で来られるものを防ぐことを先行したいということで、今回、公表と。

この公表につきましてはやはり、他の作ってある群馬県等でも公表等は行われております。私どもの方で考えておる公表につきましては、やはり八街市内で会社名あるいは行っている理由等を公表しても、やはり今回の事案のようなものについてはあまり効果はないのかなど。今回の案件につきましては他県からの会社でございますので、やはりそちら側の、会社側の

ある、所在する県、市町村、あるいはそこに入れている、材料を入れているところに事案の内容を公表して、そちら側の指導を厳しくしていただきたいというような形の公表をすることによって、やはりこれは効果が出るのかなというふうな形で今回、公表というふうな形で、現在はしております。ただし、これにつきましては、この状況を見まして、やはり必要であれば検察庁と協議を行っていききたいというふうに考えております。

#### ○山口孝弘君

本当に大変ありがたい条例を、このように本当に早期に作っていただいたことを心より感謝申し上げます。今回、本当にこのような条例がなかったがために、なかなか本当に、市の方であったり県の方が大変苦慮されたというのを知っていますし、何かでもやっぱり、何よりも地元住民の方が大変苦労したというところがございます。本当にこのような条例を作ってくださいことによりまして八街市がより安心、安全に住める場所でありますことを、この条例、ぜひとも自分は賛成していきたいと思っております。ありがとうございました。

#### ○議長（中田眞司君）

ほかに質疑は。

#### ○小山栄治君

それでは何点か、ちょっと質問します。

今回の条例というのは、莫大な量の、肥料と称した廃棄物の疑いの強いものを施用して悪臭が発生して、近隣住民からの苦情が寄せられたという事例から、この条例ができたということですけども。今まで農家の人が2年、3年分の肥料として自分の堆肥場に積んでおいて、2、3年後に使うというような使い方をしている農家もありますけれども、それに対しての苦情とかそういうものはあったのかどうか、お伺いします。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

保管に関する苦情よりも、やはり施肥をまいたときの苦情の方がやはり多いと。これにつきましてはやはり、まいた後の苦情に対しては、やはりすぐ深耕していただいて、においができるだけ早く消えるようなことをしていただきたいというような指導の中で、何とかご理解をいただいてきたところということで、大量に保管してあることでの苦情というのは、私の中ではあまり聞いたことがないというふうに考えます。

#### ○小山栄治君

堆肥として積んで、保管しているものに関してはあまり苦情がなかったということですけども、私もその辺は、有機栽培している人は当然そういう作り方をしておりますので。

この条例の除外として、私の考えとして、認定農業者に関しては届出は必要ないんだと、そのような規定を付けてもらってもいいのかなと思いますけれども。きちんとそういう形でやっている人に関しては、できるだけ簡素化して、届出をしなくても、今まで何の苦情もなかったということですのでね、できたらそういう認定農業者に限って、申請届をしなくていいようなことはできないのかどうか、お伺いします。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

条例でございますので農業者、認定農業者はいいということで、保管だけということですが、やはり条例から除外するという事は、やはり大量投棄も認めるということにもなり得ますので、やはりこの辺につきましては、私どもの方で先ほどから言っておりますように、届出に関しましては届出書に付ける添付書類は必要のないものとして認めておりますので、届出書1枚を出していただくような形になろうかと思っております。これによりまして市の方でも、どこのお宅にどのような堆肥をどのぐらい保管しておるのかという情報もやはり持てるというところから、できれば同じような扱いで進めたいというふうに考えております。

#### ○小山栄治君

できるだけ、きちんとした農家と言ったらおかしいのかもしれないけれども、そういう人に関しては、できるだけ簡素化できるようにしていただきたいと思っております。

それからもう1点、継続して1年に満たない保管、これは除外するんだというようなことですが、悪臭で苦情が寄せられるというのは、1年に満たなくても、1日でも2日でも、そこに置いてあれば悪臭が出ます。非常に苦情が来ますけれども、1年未満を除くというのは、悪臭問題からすると、1年でも2年でも同じじゃないかと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

この1年未満を除くということにした背景には、やはり農業者の中で保管する堆肥については通常その年に使うものを作ったりというような形でやっている関係で、農業者の方の手間を省くという形の中から考えたことございまして、やはり1年以上というか、1年以上を届出制にした中でも、やはり悪質な業者になると、施用が5トン未満じゃないとだめだという条例になると、農地に大量に山積みして保管であるというふうな形で言われても、これはなかなか規制することができないという中で、やはり1年以内に施用すれば届出は必要ないということになると、やはり悪質な意味での大量な保管を防げるのかなと。それで、なおかつ通常の農業者に関しては1年未満であれば届出をせずに、従来の形で施用が可能であるのかなと。

なおにかつ通常の農業者に関しては1年未満であれば届出をせずに、従来の形で施用が可能であるのかなと。なおにかつ通常の農業者に関しては1年未満であれば届出をせずに、従来の形で施用が可能であるのかなと。なおにかつ通常の農業者に関しては1年未満であれば届出をせずに、従来の形で施用が可能であるのかなと。なおにかつ通常の農業者に関しては1年未満であれば届出をせずに、従来の形で施用が可能であるのかなと。なおにかつ通常の農業者に関しては1年未満であれば届出をせずに、従来の形で施用が可能であるのかなと。

#### ○小山栄治君

この野積みで保管する場合にはシートで覆うとか、そういう規制というものはしないわけですか。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）



この条例の中ではそういう規制はしてございませんが、やはりこの辺は矛盾してくるといふふうになるとあれなんですけれども、やはりにおいからするとそのような形をしていただけるのが一番いいわけですが、やはり今の農業者の、やはり先ほどから言っている手間、いかに負担にならないか。新たに新規な規制をかけるということについては、今回の条例の中では考えておりません。ただし、やはりにおいて苦情があったりとかという場合には、やはりできるだけ周りの環境等を考えた中で、指導の中ではそういうこともあり得るのかなといふふうには考えております。

#### ○小山栄治君

私などは必ず上からシートをやっている。それはなぜかということ、においがしないことと、あと虫が発生するんですよね。まだ未熟な堆肥ですので、そこから当然、虫が発生しますので、それを防ぐためにも当然やらなければいけないことだと思いますので、ぜひそういうことを指導するように、徹底してやった方がこれからのためにいいと思いますけれども。その辺を要望して、終わります。

#### ○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○石井孝昭君

じゃあちょっとご質問させていただきます。

今回の条例の制定の目的は、6月議会からの継続ということで十分理解しているんですけれども、農地、専業農家さんの場合は大体、概ねこういうお話をしたら理解してくださる、協力している方が多いと思いますけれども、今回の場合は土地の名義人と施用者というのか、施用者と言えば施用者になるんでしょうかね、今回の場合、が違う方だったということになります。例えば一般の農家の場合も、専業農家の場合はいいんでしょうけれども、農地を貸している、転貸している、貸し借りしている土地もたくさんありますけれども、このような場合に施用者義務、いわゆる報告する場合はどちらが市の方に報告するようになるんでしょうか。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては多分、耕作をしている方。所有者と耕作者が違う場合を想定されていると思いますが、やはりこれは耕作者、施用者が届出をしていただきたいというふうに考えております。

#### ○石井孝昭君

その場合にちょっと想定されるのが、施用者、いわゆる利用者、借りている方が報告することになるかと思いますが、仮に先ほど7、8、9条の中の、仮に指導、勧告して公表しても、なかなか直らないよとか。たまたまそのぐらいもあるかもしれませんが、理解できなくて対応している場合もあるかもしれませんが、その場合の地権者、いわゆる農地の所有者の責任はどのように捉えていますでしょうか。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

正式に言えば、これは多分、農地法の許可を得て耕作されている方だというふうを考えておりますので、やはり施用にあたっての責務というか、責任につきましてはやはり耕作者に私はあると。届出をされて、なおかつそこでそのような悪臭等の問題がもし出た場合には、ここで指導あるいは勧告というような形になっておりますが、通常は農業者の場合は指導の中でお話をしながら解決をしてきたわけですので、なかなか勧告までには通常の場合はいかないということの中では、やはり指導のお話の中ではやはり土地の所有者についてもお話を伺うかもしれませんが、やはりそれらについての責任云々というところまでは、私の方は現在考えておりません。

#### ○石井孝昭君

土地を借りた方はそういう形で理解している方もいると思うんですけども、貸した方は、貸したんだからあとは任せてあるよという方が大半であるのかなと思いますので、仮に所有者、いわゆる地権、土地の所有者の責任義務を果たさなきゃいけない場合もまた出てくるかもしれないので、またその辺は内部で協議をしていただければありがたいというふうに思います。

それとあともう1点、利用集積のときに、利用集積をしながら耕作放棄地の解消等の場合、農地として復元していくときに、一反畑に5トン、2トンから3トンということですけども、最大5トンですけども。耕作放棄地を耕作地としていわゆる復元するときに、仮にそれ以上を農地に堆肥を入れる場合もあろうかと思っておりますけれども、そのような場合はどのように考えてらっしゃるか、お願いいたします。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

確かに10アールあたり5トンというようなものにつきましては通常の農地というふうな形の中で作った基準でございまして、やはり耕作放棄地を耕して農地に復元させるという場合ですと、やはり基準といいますか、適正な量が8トン程度というふうなお話を聞いております。そうしますと、この条例からするとオーバーするわけですので、やはりその場合には大変申し訳ないんですが、先ほど来、出ているような届出書を1枚出していただいて、8トンの必要量を入れて耕作放棄地を再生させるというような作業をしていただきたいというふうに考えております。

#### ○石井孝昭君

今回の場合も8トン、10トンどころじゃないような数量が入っていますので、その場合はこのような形で規制、指導していただければと思います。

以上です。

#### ○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○丸山わき子君

それでは1点だけ、お伺いいたします。

においの問題です。先ほど来、部長の方からは悪質な大量投棄への規制であるということ

で、最もにおいが住民にとっては迷惑であったということだったんですけれども、今回この条例の中では近隣の住民に対しては、500メートル以内の区域の住民に対して、10分の8以上の者からの承諾だということなんですけれども。この条例の中には先ほど来、出ていますけれども、罰則規定がないということで、そういう意味では500メートル以内といった規制ではなくて、もっとこれを広めていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺についてはどのようなことから500メートル以内、10分の8となったのか、伺います。

**○経済環境部長（中村治幸君）**

この500メートルという基準にした理由につきましては、土砂埋め立て等、残土等の同意についても500メートルというところから作った数字でございまして、今回これにつきましてはあくまでも悪臭ということの基本の中にはないということでございます。

**○丸山わき子君**

八街市の残土の条例の中では500メートル以内、10分の8という規定にはなっているんですが、やはり今回の大量の投棄によってかなりの悪臭が放たれたと。これは積み上げるだけで、土をかけるとか、そういう処理は全然されていないわけで、そういう意味では500メートル以内で本当にいいのかなと。もう少し規制を厳しくすべきではないかなというふうには感じるところなんです、今後はその辺については検討されるということはないのかどうか、いかがでしょうか。

**○経済環境部長（中村治幸君）**

今回の事案につきまして、この条例に沿った形でやりたいという形で出てくれば、当然、10アールあたり5トン未満ということの施用がされようかと思います。その場合にはやはり、におい等が従来と同じように出ると思います。これにつきましてはやはり通常の農業者と同じように、施用したらすぐ深耕しなさいというような指導をして、なおかつ作物を作る。1作につき5トンということですから、作物を作らなければ次の施用は認められないというようなことで指導していきたいと考えます。

**○議長（中田眞司君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○桜田秀雄君**

第8条の2項なんです、指導に従わない場合は勧告ができると。それで関係機関の意見を聞くとあるんですが、この関係機関とはどこになるんでしょうか。

**○経済環境部長（中村治幸君）**

これにつきましては施用の関係でございますので、肥料の関係でございますので、県であれば県の農業事務所、それからJA、あるいは関係機関の中で、今回のような事案であれば会社等にその材料を提供している部分の業者、あるいはそういう関係機関まで含まれるというふうな認識でございます。

**○桜田秀雄君**

先ほど小山議員の質問の中で、答弁で、今まで苦情はなかったと、そういう話がありましたけれども。先ほども出ましたけれども、東吉田。「風の村」がありますよね。そこから真っすぐ来て、細い道を、十字路を横切って150メートル行くと、そこに堆肥の山が、本当にトン数で言うとうわらないぐらい、山積みになっています。夏になると必ず110番の通報が入って、おまわりさんが行くのが常識と、こういうふうになっているんですけど、これは毎年繰り返していますけれども、この件について苦情は上がっていませんか。

**○経済環境部長（中村治幸君）**

大変申し訳ございません。私自身の方ではちょっと聞いておらなかったということで、環境課の方でそのような苦情が入っておったということについてはちょっと後ほど確認はさせていただきますが、ちょっと私の方まではちょっと上がっておらなかったということです。

**○桜田秀雄君**

ぜひ機会があったら見るようにしてください。

**○議長（中田眞司君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○木村利晴君**

すみません。何点か質問させていただきます。

においに関する苦情ということで、今回は大量の有機性廃棄物を肥料と称して散布したわけなんでしょうけれども。このにおいに関して、大量ではなくても、牛だとか豚だとかいうし尿関係も、休耕地と言うんですかね、耕していない畑に散布しているところもあるんですが、そのたびにすごいにおいが発生して、散布した後はかなりのコバエ等が羽化して、相当の被害が出ているところもあるんですけれども。散布するときにはかなりのにおいがあるんです。これは1日、2日で消えるんですけれども。こういうところに対する対応というか、いろんな指導というのはできないものなのでしょうか。

**○経済環境部長（中村治幸君）**

確かに畜産業において、生の液肥をまくというようなことが起きておって、それに対する苦情等も確かに受けております。これにつきましても、やはり作物を作る前段、あるいは作物を作るために施肥行為としてまくということでなければ認められないということの中で、苦情の来ている方につきましても作物を若干なり作っておるという中で、市の方としても周りの環境に配慮した中で、まく時間やあるいは量、それからまき方等の指導、あるいはためておるところに薬剤を入れて、においができるだけ出ないようにというような指導の中でやっておるのが現状でございます。

**○木村利晴君**

毎年のように施行というんですかね、やられているわけなんですけれども、そのたびに、何回か本人に掛け合ったりもしていますが、なかなか改善の余地がないというようなことで。今回は堆肥ということで、大量に捨てたということなのでそういう条例を作られるということだったんですけれども、においに関してはやはりそういう養豚業者だとかいうところも、

雨が降ったときに雨と同時に放出して、流して、近隣に迷惑をかけているようなところもありますのでね。なおいに関してもうちょっと徹底した指導、教育ができないものなのか。

今回のことを機に、その辺のところもあわせて検討いただければと思うんですけども、今後そのような傾向で検討していただけるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

今回のこの条例を作るにあたりまして、私どもの方でも一番、原因たるものがやはりにおいということで、においを原因とした条例等を作れないかということでいろいろ検討した中で、やはり県とも協議した中で、なおいに関する条例というのは非常に難しい、規制することはなかなかできない。

それとなおいに関して条例をもし作った場合、できた場合には、八街は先ほど来、出ております、八街の基幹産業である農業、農家の方に直結してくるのかなという部分が出てきます。農家はこの条例の適用外というわけにもまいりませんので、それでなおいの条例がなかなか難しいという中で、量を規制するということで今回の条例に至ったと。

今でもいろいろ、特に畜産をはじめ、そういうなおいに対する苦情はあります。しかし、なおいの中でなかなか数字で規制するという、なおいの場合にはなかなかそれがいかないというところで、今、県の指導を仰いだり、県でも直接指導していただいておりますが、なかなかそれを即座にどうというようなことがなかなかできないのが現状でありまして、これをできるだけ抑えていただくような指導というのを、現状の中でやっておるところでございます。

#### ○木村利晴君

においなものですからね、そのときはかなりの強烈なおいなんですけれども、時間とともにこれは薄れていきますので、行政の方に報告を入れても、実態を調べに来たときにはにおいが相当薄らいでいるというような現実もございますので、やはり住民の苦情、住民の声というものをもうちょっと取り上げていただけるような、そんな取り組みをしていただきたいというふうにここでちょっとお願いして、質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

議案第18号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（中田眞司君）

討論がなければ、これで議案第18号の討論を終了します。

これから採決を行います。

議案第18号、八街市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

議事都合により、しばらく休憩します。本会議再開時刻につきましては事務局よりご連絡をいたします。

(休憩 午後 2時03分)

(再開 午後 2時30分)

○副議長（小高良則君）

再開します。

議長と交代しましたので、ご協力をお願いします。

中村経済環境部長。

○経済環境部長（中村治幸君）

1点ご訂正をお願い申し上げます。

先ほど私、川上議員さんのご質問にお答えした中で、12月1日施行された場合の、今回起きております南中前の事案につきまして、この条例に適用できないというふうな形で申し上げましたが、この経過措置の中で、この条例の施行の際、現に行われている施用ということで、現在、工事の方はとまっておりますが、作付がまだされておらないことを現場で確認しておりますので、この経過措置が適用されるということで、12月1日施行の条例であっても、今回の11月に施用するというのであれば、今回の条例に適用するというふうな形で考えていきたいというふうに思っております。

○副議長（小高良則君）

ただいま議長、中田眞司議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1として議題とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中田眞司議員の退席を求めます。

(中田眞司議員退席)

(桜田秀雄議員退席)

○副議長（小高良則君）

議長の退職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（森田隆之君）

退職願。

私こと、今般、健康上の都合により、議長の職を離任いたしたいので、許可されるようお願いいたします。

平成25年9月26日。

八街市議会議長、中田眞司。

八街市議会副議長、小高良則様。

以上です。

**○副議長（小高良則君）**

お諮りします。中田眞司議員の議長の辞職を申し出のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○副議長（小高良則君）**

ご異議なしと認めます。

中田眞司議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

中田眞司議員の着席を許します。

（中田眞司議員着席）

**○副議長（小高良則君）**

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○副議長（小高良則君）**

ご異議なしと認めます。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

**○副議長（小高良則君）**

ただいまの出席議員は21名です。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

**○副議長（小高良則君）**

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○副議長（小高良則君）**

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長（小高良則君）

異常なしと認めます。

念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。なお、同一の姓及び同一の名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、順次、投票願います。投票は正面の演壇に向かって左の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票願います。

○議会事務局長（森田隆之君）

1番、長谷川健介議員。2番、鈴木広美議員。3番、服部雅恵議員。4番、小菅耕二議員。5番、小山栄治議員。6番、木村利晴議員。7番、石井孝昭議員。9番、林修三議員。10番、山口孝弘議員。11番、湯浅祐徳議員。12番、川上雄次議員。13番、古場正春議員。14番、林政男議員。15番、新宅雅子議員。16番、鯨井眞佐子議員。17番、加藤弘議員。18番、京増藤江議員。19番、右山正美議員。20番、丸山わき子議員。22番、中田眞司議員。21番、小高良則議員。

(点呼、投票)

○副議長（小高良則君）

投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（小高良則君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（小高良則君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に川上雄次議員、湯浅祐徳議員を指名します。両議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長（小高良則君）

選挙の結果を報告します。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員と符合しています。そのうち有効投票20票、無効投票1票。有効投票のうち、林修三議員17票、丸山わき子議員3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって林修三議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました林修三議員が議場におられますので、会議規則第32条第



2項の規定により、議長の選挙の当選人と告知します。

議長に当選されました林修三議員のご挨拶をお願いします。

○議長（林 修三君）

ただいま皆さんからご指名いただきました林修三でございます。

改めて責任の重さをひしひしと感じているところでございますが、八街市議会の活性化、市民に信頼される八街市議会活動等に鋭意努力してまいりたいと思いますので、どうぞ皆様のご指導、ご支援をよろしく願いしまして、挨拶といたします。

（拍手）

○副議長（小高良則君）

林修三議長、議長席にご着席ください。

ご協力ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

それでは、議長の初仕事をさせていただきます。

議事都合により、しばらく休憩します。本会議再開時刻につきましては、事務局より、追ってご連絡いたします。

以上でございます。

（休憩 午後 2時44分）

（再開 午後 3時03分）

（桜田秀雄議員着席）

○議長（林 修三君）

それでは再開します。

ただいま副議長、小高良則議員から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（桜田秀雄議員退席）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、小高良則議員の退席を求めます。

（小高良則議員退席）

○議長（林 修三君）

副議長の辞職願を、事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（森田隆之君）

辞職願。

私こと、このたび一身上の都合により、副議長の職を辞任いたしたいので、許可されます

ようお願い出ます。

平成25年9月26日。

八街市議会副議長、小高良則。

八街市議会議長、林修三様。

以上です。

○議長（林 修三君）

お諮りします。小高良則議員の副議長の辞職を申し出のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

小高良則議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

小高良則議員の着席を許します。

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（林 修三君）

ただいまの出席議員は21名です。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（林 修三君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（林 修三君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、同一の姓及び同一の名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次、投票願います。投票は正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票をお願いいたします。

○議会議務局長（森田隆之君）

1番、長谷川健介議員。2番、鈴木広美議員。3番、服部雅恵議員。4番、小菅耕二議員。5番、小山栄治議員。6番、木村利晴議員。7番、石井孝昭議員。10番、山口孝弘議員。11番、湯浅祐徳議員。12番、川上雄次議員。13番、古場正春議員。14番、林政男議員。15番、新宅雅子議員。16番、鯨井眞佐子議員。17番、加藤弘議員。18番、京増藤江議員。19番、右山正美議員。20番、丸山わき子議員。21番、小高良則議員。22番、中田眞司議員。9番、林修三議員。

（点呼、投票）

○議長（林 修三君）

投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（林 修三君）

それでは、これから開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山口孝弘議員、石井孝昭議員。両議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（林 修三君）

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数と符合しています。そのうち有効投票21票、無効投票0票。有効投票のうち、川上雄次議員17票、右山正美議員3票、林政男議員1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって川上雄次議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました川上雄次議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、副議長の選挙の当選人と告知します。

副議長に当選されました川上雄次議員のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（川上雄次君）

ただいま、多くの議員の皆様のご推挙をいただき、副議長の重任を拝しました。林修三議長を支えて、八街市議会の発展、また八街の住みよい街づくりに全力で取り組んでまいります。どうかよろしくご指導をお願いいたします。

(拍手)

○議長（林 修三君）

以上で就任の挨拶を終わります。

(桜田秀雄議員着席)

○議長（林 修三君）

日程第5、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。この選任については委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に、右山正美議員、鯨井眞佐子議員、新宅雅子議員、林政男議員、中田眞司議員、湯浅祐徳議員、小高良則議員、山口孝弘議員、以上8名を。

総務常任委員会委員に、丸山わき子議員、新宅雅子議員、川上雄次議員、小高良則議員、桜田秀雄議員、小山栄治議員、私、林修三、以上の7名を。

文教福祉常任委員会委員に、京増藤江議員、林政男議員、中田眞司議員、石井孝昭議員、木村利晴議員、小菅耕二議員、服部雅恵議員、鈴木広美議員、以上の8名を。

経済建設常任委員会委員に、右山正美議員、加藤弘議員、鯨井眞佐子議員、古場正春議員、湯浅祐徳議員、山口孝弘議員、長谷川健介議員、以上の7名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（林 修三君）

ご異議ありませんので、ただいま指名したとおり、選任することに決定いたしました。

これからしばらく休憩をして、議会運営委員会及び各常任委員会を開き、正副委員長の互選をお願いします。

議員の皆様申し上げます。総務常任委員会を第2会議室で、文教福祉常任委員会を議長室で、経済建設常任委員会を議員控室で、全ての常任委員会の互選終了後に、議会運営委員会を第2会議室で行います。本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡します。

しばらく休憩に入ります。

(休憩 午後 3時19分)

(再開 午後 4時12分)

○議長（林 修三君）

それでは、再開します。

会議に入る前に報告します。

最初に、加藤弘議員より、佐倉市・八街市・酒々井町消防組合議会議員の辞職願が提出され、これを許可しました。

次に、川上雄次議員より、印旛衛生施設管理組合議会議員の辞職願が提出され、これを許可しました。

次に、各常任委員会の正副委員長が決定しましたので、報告します。

議会運営委員会委員長に湯浅祐徳議員、同副委員長に小高良則議員。

総務常任委員会委員長に新宅雅子議員、同副委員長に小山栄治議員。

文教福祉常任委員会委員長に石井孝昭議員、同副委員長に木村利晴議員。

経済建設常任委員会委員長に山口孝弘議員、同副委員長に長谷川健介議員。

以上のとおり、決定いたしました。

次に、各委員長の就任の挨拶をお願いいたします。

それではまず最初に、議会運営委員長、湯浅祐徳議員。

**○湯浅祐徳君**

一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど議会運営委員会の委員長に推薦されまして、微力ではございますけれども、皆様方のお力をかりまして、頑張ってまいりたいと思います。よろしくどうぞお願い申し上げます。一言、挨拶させていただきます。よろしく申し上げます。

(拍手)

**○議長（林 修三君）**

次に、総務常任委員長、新宅雅子議員。

**○新宅雅子君**

総務委員長に推薦いただきました新宅雅子でございます。

皆様方と協力をしながら、よりよい総務委員会、そして議会を作っていくしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(拍手)

**○議長（林 修三君）**

次に、文教福祉常任委員長、石井孝昭議員。

**○石井孝昭君**

先ほど文教福祉常任委員長に互選にて就任させていただきました、石井孝昭でございます。

教育行政、福祉行政、非常に幅広く奥深い分野というふうに理解しております。副委員長の経験を活かして、また木村利晴副委員長以下、委員の皆様にご協力をいただきまして、円滑な委員会運営に努めてまいります。よろしく申し上げます。

(拍手)

**○議長（林 修三君）**

次に、経済建設常任委員長、山口孝弘議員。

**○山口孝弘君**

経済建設常任委員長を仰せつかりました山口でございます。

大役ではございますが、皆様のお力をお借りいたしまして務めてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

(拍手)

○議長(林 修三君)

以上で、就任の挨拶を終わります。

次に、佐倉市・八街市・酒々井町消防組合議会議員が1名欠員となっています。

お諮りします。この際、佐倉市・八街市・酒々井町消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。

追加日程第5、佐倉市・八街市・酒々井町消防組合議会議員の選挙について、議題とします。

以下、組合議員の選挙と略称します。

これより組合議員の選挙を行います。規約により、当市の議会議員の中から選挙する組合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

組合議員に林政男議員を指名します。

お諮りします。ただいま私、議長が指名した林政男議員を組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。ただいま指名しました林政男議員が、組合議員に当選されました。ただいま組合議員に当選されました林政男議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、組合議員の選挙の当選人と告知します。よろしく願いいたします。

次に、印旛衛生施設管理組合議会議員1名が欠員となっています。

お諮りします。印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。

追加日程第6、印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙を行います。

以下、組合議員の選挙と略称します。

これより組合議員の選挙を行います。規約により、当市の議会議員の中から選挙する組合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

組合議員に新宅雅子議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した新宅雅子議員を組合議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。ただいま指名しました新宅雅子議員が、組合議員に当選されました。

ただいま組合議員に当選されました新宅雅子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、組合議員の選挙の当選人と告知します。

続いて、市長から追加議案1件、議案第19号が提出されました。

この際、日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。

追加日程第7、議案の上程を行います。

議案第19号の提案理由の説明を求めます。

○市長(北村新司君)

追加提案いたしました議案第19号は、監査委員の選任についてでございます。

議員のうちから選任されております新宅雅子議員が監査委員を辞職したことに伴い、新た

に加藤弘議員を監査委員に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、可決くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（林 修三君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

地方自治法第117条の規定により、加藤弘議員の退席を求めます。

議案第19号、監査委員の選任についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。議案第19号は、同意することに決定しました。

加藤弘議員の入場を許します。

お諮りします。議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第8として議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第8、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、10月18日に成田市で議会運営に関する研修、意見交換及び講演を目的に開催される千葉県北総地区市議会正副議長会議員研修会に、配付のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。正副議長の選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第9として議題にしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第9、議席の一部変更の件を議題とします。

配付のとおり、議席9番、私、林修三を議席22番へ。議席10番、山口孝弘議員を議席9番へ。議席12番、川上雄次議員を議席21番へ。議席21番、小高良則議員を議席10番へ。議席22番、中田眞司議員を議席12番へ、議席の一部をそれぞれ変更することにご



異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。ただいま変更のあった方は、次の会議より、新議席への移動をお願いいたします。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成25年9月第3回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様申し上げます。この後、議場において、議会運営委員会及び各常任委員会の写真撮影を行いますので、そのままお待ちください。その後、控室において全員協議会を開催し、終了後、第2会議室において議会だより編集委員会を開催いたしますので、関係する議員はお集まりください。

大変長い時間ご苦勞さまでございました。

(閉会 午後 4時27分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程  
議案第18号  
提案理由の説明  
委員会付託省略
2. 発議案の上程  
発議案第5号  
提案理由の説明  
委員会付託省略、質疑、討論、採決
3. 議案第1号から議案第9号、議案第17号  
請願第25-1号  
委員長報告、質疑、討論、採決
4. 議案第18号  
質疑、討論、採決
5. 議長辞職の件
6. 議長選挙
7. 副議長辞職の件
8. 副議長選挙
9. 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
10. 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員選挙
11. 印旛衛生施設管理組合議会議員選挙
12. 議案の上程  
議案第19号  
提案理由の説明  
質疑、委員会付託省略、討論省略、採決
13. 議席の一部変更の件

.....  
議案第1号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八街市税外収入金に係る延滞金徴収条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市子ども・子育て会議設置条例の制定について

議案第5号 八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 平成25年度八街市一般会計補正予算について

議案第7号 平成25年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第8号 平成25年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

- 議案第9号 平成25年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第17号 公共下水道雨水枝線整備工事(25-1)の請負契約の締結について
- 議案第18号 八街市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の制定について
- 請願第25-1号 南中学校東の大量の堆肥持ち込みに反対する請願について
- 発議案第5号 国策による東京湾アクアライン通行料金の恒久的な引き下げを求める意見書の提出について
- 議案第19号 監査委員の選任について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 林 修 三

八街市議会議員 丸 山 わ き 子

八街市議会議員 右 山 正 美